

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の確立に努め、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることを経営上の最重要課題の一つとして考えております。特に、公正かつ透明な経営を行なうために、コンプライアンスの徹底、迅速でタイムリーな経営情報の開示、説明責任の強化が必要であると認識しております。

この考え方に基づき、企業ビジョンとして「社会・株主・顧客・取引先・従業員の全てに対し、誠実で透明性の高い経営を実践し、信頼され、支援される企業」を掲げ、この実現に向けた経営の実践に努めております。

全取締役が、上場企業のコーポレート・ガバナンスに期待される機能を十分に認識した上で、業務執行、監査・監督に当って実効性を高めていくことが重要であると考えております。

上場企業として社会的責任を果たしながら、継続的に企業価値を向上させていくために、株主及び投資家からの意見・評価等も踏まえながら、今後も当社のコーポレート・ガバナンスの取組みをチェックしながら改善に努めていきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|------------------------|----------|-------|
| 株式会社FAMS | 270,000 | 15.02 |
| ゼネラルパッカー従業員持株会 | 231,800 | 12.89 |
| ゼネラルパッカー取引先持株会 | 86,100 | 4.79 |
| MSIP CLIENT SECURITIES | 86,000 | 4.78 |
| 株式会社りそな銀行 | 78,400 | 4.36 |
| 高野 季久美 | 77,800 | 4.32 |
| 田中 かな | 73,300 | 4.07 |
| 梅森 輝信 | 53,700 | 2.98 |
| 株式会社日本カस्टディ銀行(信託口) | 47,885 | 2.66 |
| 島末 孝法 | 39,200 | 2.18 |

| | |
|-----------------|--|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | |
|-----------------|--|

| | |
|--------|----|
| 親会社の有無 | なし |
|--------|----|

補足説明

3. 企業属性

| | |
|-------------|-------------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ、名古屋 第二部 |
|-------------|-------------------|

| | |
|-----|----|
| 決算期 | 7月 |
|-----|----|

| | |
|----|----|
| 業種 | 機械 |
|----|----|

| | |
|---------------------|--------------|
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

【取締役関係】

| | |
|---|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 12名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 10名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 4名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 3名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | |
| 福井 義雄 | 税理士 | | | | | | | | | | | | |
| 村橋 泰志 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | |
| 浅井 一郎 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | |
| 森田 卓寿 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|-------|------|----------------|--|
| 福井 義雄 | | | 特別な利害関係はありません。 | 税理士としての専門的知識と幅広い見識を有しており、経営に対する適切な監査・監督と有効な助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化につながると判断し、社外取締役に選任しております。 独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。 |

| | | | | |
|-------|--|--|---|---|
| 村橋 泰志 | | | 特別な利害関係はありません。 ・重要な兼職の状況 株式会社アオキスーパー 社外取締役 アイサテクノロジー株式会社 社外監査役 いずれの会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 | 弁護士としての企業法務・コンプライアンスに関する専門的知識及び豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営に対する適切な監査・監督と有効な助言をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化につながると判断しております。 同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員として指定しております。 |
| 浅井 一郎 | | | 特別な利害関係はありません。 ・重要な兼職の状況 あさひ経営 代表 同社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 2007年まで当社の取引先であるりそな総合研究所株式会社の業務執行者でありました。取引額は僅少であります。 | 金融機関及びシンクタンクでの豊富な経験と幅広い見識を有しており、幅広い見地から経営に対する監査・監督と有効な助言をいただくことで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化につながると判断しております。 同氏と当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、独立性が十分に確保されていると認識しており、一般株主と利益相反の恐れがないことから独立役員として指定しております。 |
| 森田 卓寿 | | | 当社の主要株主(15.01%保有)である株式会社FAMSの代表取締役社長であります。また、同社と当社の間で商品取引等の関係があります。 | 深い知見と経営者としての幅広い見識から経営に対する監査・監督と有効な助言をいただくことで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化につながると判断し、社外取締役に選任しております。 |

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

| | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 委員長(議長) |
|--------|--------|---------|----------|----------|---------|
| 監査等委員会 | 5 | 1 | 1 | 4 | 社外取締役 |

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた場合はその命令に関し、取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮命令を受けないものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携につきましては、常勤監査等委員が内部監査計画策定時において内部監査室と協議を行う他、会計監査人による監査に必要な立会い等しております。また、会計監査人の監査結果について監査等委員及び内部監査室は報告を受け、問題点等の確認を行い、フォローも行ってまいります。これらの監査と内部統制部門との関係につきましては、それぞれの監査結果について情報共有及び意見交換を随時行うことで、監査の実行性を確保することに努めてまいります。

監査等委員会監査につきましては、内部監査を担当する内部監査室と内部監査計画策定時に、各種監査が効率的に行えるよう調整する他、重要監査項目については連携して監査を実施しております。さらに、内部監査実施後には内部監査室から報告を受け、抽出された課題等について協議をして対応しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

| 委員会の名称 | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 社外有識者(名) | その他(名) | 委員長(議長) |
|--------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|---------|
|--------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|---------|

| | | | | | | | | |
|------------------|------------|---|---|---|---|---|---|-------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名・報酬諮問委員会 | 5 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 社内取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 指名・報酬諮問委員会 | 5 | 0 | 2 | 3 | 0 | 0 | 社内取締役 |

補足説明

取締役等の指名及び報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、社長の諮問機関である指名・報酬諮問委員会を設置し、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討については、指名・報酬諮問委員会の答申を受けることとしております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等には、各事業年度の業績に連動した業績連動報酬(賞与)と中長期インセンティブとしての株式報酬の制度を導入しております。

なお、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合につきましては、当社と同程度の事業規模である企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、固定報酬:業績連動報酬(賞与):株式報酬=60%:30%:10%を目安とし決定するものとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2021年7月期の役員報酬等の総額

取締役(監査等委員を除く)5名の報酬等総額 107,700千円

取締役(監査等委員)3名の報酬等総額 10,860千円(うち社外取締役3名 10,860千円)

(注)1 役員報酬等には、当事業年度に係る業績連動報酬及び株式報酬を含んでおります。

2 使用人兼取締役の使用人給与相当額は含んでおりません。

3 取締役(監査等委員)の支給人員には、無報酬である社外取締役1名は含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額は、2017年10月25日開催の第56期定時株主総会において、金銭による報酬として年額150百万円以内(使用人兼取締役の使用人分の給与を含まない。)、監査等委員である取締役の報酬額は、2017年10月25日開催の第56期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。また、2017年10月25日開催の第56期定時株主総会において、取締役(社外取締役、非業務執行取締役及び監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員に対する、信託を用いた株式報酬制度の導入を決議いただいております。

ます。当該株式報酬制度における取締役に対する報酬限度額は、信託期間中(約6年間)で66百万円であります。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、固定報酬である基本報酬と各事業年度の業績に連動した業績連動報酬(賞与)、そして中長期インセンティブとしての株式報酬により構成されております。

固定報酬につきましては、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の役位及び職責に応じて、月額の基本報酬額を決定しております。

業績連動報酬(賞与)につきましては、税金等調整前当期純利益を指標として、予め定められた内規における支給基準に基づき、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の役位別に支給額を決定しております。税金等調整前当期純利益を指標として選択した理由は、子会社を含めた当社グループ全体の業績を報酬に反映するためであります。支給基準につきましては、税金等調整前当期純利益が100百万円未満の場合には支給を行わないものとし、支給金額上限は各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の月額固定報酬の5倍を限度としております。なお、業績連動報酬の支給対象となる取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、業務執行取締役であり、非業務執行取締役及び社外取締役につきましては支給対象外としております。

株式報酬につきましては、当社の株式交付規程に基づき、各取締役(社外取締役、非業務執行取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対して事業年度ごとに役位に応じてポイントを付与し、各取締役の退任時に当該ポイントに相当する株式を交付いたします。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定については、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長兼開発部担当牧野研二が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び業績連動報酬の評価配分であります。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ、各取締役が担う役割の評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会からの答申を受けた金額の範囲内において決定いたします。

監査等委員である取締役の報酬は、独立性及び客観性を保つ観点から、固定報酬である基本報酬のみとしており、監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役(監査等委員)に対しては、取締役会の事務局である管理部が取締役会資料の配布や説明を行っています。また、必要に応じて経営情報の提供と説明を実施しています。

また、監査等委員会の事務局である内部監査室がサポートする体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査等委員会設置会社であり、提出日現在において、取締役10名(監査等委員である取締役5名を含む)で構成する取締役会と、監査等委員5名(うち社外取締役4名)で構成する監査等委員会の体制を採用しております。また、社外取締役3名(うち常勤の監査等委員1名)を独立役員として指定しております。

1. 取締役・取締役会

取締役会は、毎月1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の意思決定の迅速化を図っております。

取締役会では、経営の重要な意思決定と業務執行の監督をしております。

2021年7月期の取締役会の活動状況

18回開催 社外取締役(監査等委員)の出席率:常勤監査等委員 100%、非常勤監査等委員 3名とも80%以上

会社の業務執行を効率的に行うため、取締役会以外に実務的な経営課題の協議の場として、取締役(監査等委員である取締役を除く)と常勤の監査等委員並びに幹部社員で構成する中期経営計画推進会議を月1回開催し、経営課題(部門課題)の推進状況の報告と部門間の情報の共有化を行うことにより経営上の意思決定に活かしております。

取締役候補者の選定につきましては、監査等委員会の意見を聴取しながら、取締役会で協議の上、決定しております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額は取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役の報酬額は監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

2. 監査等委員・監査等委員会

監査等委員会は、毎月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。監査等委員会の議長は、常勤監査等委員が努めております。

監査等委員会監査につきましては、各監査等委員の取締役会への出席の他、常勤の監査等委員の社内重要会議への出席を通じて、取締役の業務執行を監査するとともに、経営全般に対して監督機能を発揮しております。また、監査計画書のスケジュールに従って、重要書類の閲覧をはじめ、業務の全般、会計処理等が適法・適正であるか監査し、取締役へのヒアリングを実施しています。非常勤監査等委員4名は、常勤監査等委員より監査状況(内部監査を含む)の報告を受ける他、監査等委員会において重要事項について協議しております。

監査等委員5名は、会社との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任額は、法令の定める最低限度額を限度としています。

3. 内部統制

内部統制につきましては、社内業務全般にわたり社内規程を体系的に整備して運用するとともに、業務分掌と職務権限の明確化により、業務執行の統制を確保しております。

中期経営計画策定及び総合予算(年度計画)編成につきましては、計画の調整・編成業務を経営企画室が統括責任者として担当し、取締役会にて決定しております。

予算統制につきましては、月次決算に基づいて、経営企画室を事務局とした予算実績委員会(各部門責任者、幹部社員、常勤監査等委員、内部監査室で構成)を毎月開催し、予算と実績の差異分析・進捗状況を取締役へ報告しております。

内部監査につきましては、社長直轄の内部監査室が年間計画に基づき、監査等委員会とも連携して監査を実施しております。

4. 会計監査

会計監査につきましては、仰星監査法人と監査契約を締結し、会社法監査及び金融商品取引法監査を受ける他、会計上の課題についてのアドバイスを受け、常に改善に努めております。

2021年7月期に業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 小川 聡

指定社員 業務執行社員 小出 修平

監査業務に係る補助者の構成 公認会計士11名、その他5名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会及び監査等委員会に加えて、取締役(監査等委員である取締役を除く)と常勤の監査等委員並びに幹部社員で構成する中期経営計画推進会議や予算と実績の差異分析・進捗状況を審議する予算実績委員会を連携させることで、企業統治の強化を図ることができていると考えております。

また、監査等委員会を構成する監査等委員である取締役5名のうち、4名が社外取締役であり、独立性を確保するとともに、取締役(監査等委員である取締役を除く)の業務執行に対する監視・監査機能を十分に果たしていることから、現状の体制としております。さらに、社外取締役4名は、税理士(常勤)、弁護士(非常勤)、コンサルタント(非常勤)、経営者(非常勤)であり、それぞれの観点より、適切な監査と助言・指導が得られる体制となっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|-----------------|---------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 法定期日よりも3営業日以上前に発送しています。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 10月開催 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | インターネットによる議決権の行使を可能としております。 |
| その他 | ・当社ホームページに、招集通知、決議通知、議決権行使結果を掲載 |

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページのIR情報に掲載 | |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 決算説明会(決算概要及び今後の見通し)を毎月3月、9月の年2回開催、マスコミにも開放 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算情報、適時開示資料、有価証券報告書、決算説明会資料・動画、株主通信等を掲載 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | IR担当部署:経営企画室 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------------------|--|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 企業ビジョンとして、「社会・株主・顧客・取引先・従業員の全てに対し、誠実で透明性の高い経営を実践し、信頼され、支持される企業」の実現を掲げて取り組んでいるとともに、企業ビジョンをホームページ等で公開しています。また、コンプライアンス憲章の中においても、基本方針としてステークホルダーとの関わりについて明示し、全従業員への浸透を図っています。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 経営基本方針・企業ビジョンなどに基づいて、社会・株主・顧客・取引先・従業員のステークホルダーに対して、CSRに取り組んでいきます。 CSRの取り組みについては、ホームページに掲載しております。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、「健全で強い体質を有し、永続的に発展する会社づくり」を目指すとともに、企業ビジョンとして「社会・株主・顧客・取引先・従業員の全てに対し、誠実に透明性の高い経営を実践し、信頼され、支援される企業」の実現を目指しております。

この経営方針の実現に向けて、適法かつ効率的に業務を執行する体制を整備し維持することが重要課題と認識し、下記の通り「内部統制システムの基本方針」を定め、この方針に従った対応を徹底します。

(内部統制システムの基本方針)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制を確保し誠実かつ透明性の高い企業活動を確保するため、当社の「コンプライアンス憲章」を基盤として、この憲章の運用マニュアルを冊子にまとめ、取締役及び使用人に周知徹底を図る。
- (2) 取締役会は、コンプライアンスの推進を徹底するために、毎年「コンプライアンス・プログラム」を策定し、運用する体制を構築する。
- (3) 監査等委員会及び内部監査室は連携して、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、問題があると認めるときは、取締役会に対して改善策の策定を求める。
- (4) 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (5) 法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を整備するとともに、直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを社内を設置し運用する。
- (6) 会計基準その他関連する諸法令を遵守するとともに、「経理規程」及び関連規程等を整備し、財務報告に係る内部統制の構築と有効性向上を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」を基本に、社内諸規程及び各マニュアル等に従い適切に保存及び管理を行うとともに、必要に応じて運用状況の検証及び規程等の見直しを実施する。
- (2) 取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 秘密情報の保護については、「情報セキュリティ規程」を制定して適切な管理の体制及び管理方法を定めるとともに、外部からの不正アクセス防止措置を講じる。
- (4) 重要文書等については、セキュリティ管理されている保管庫内の耐火書庫に保存する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「危機管理規程」を基本に、社内規程及び各マニュアル等の整備・見直しを図り、適切なリスク管理体制を整備し運用する。
- (2) 経営企画室において、経営活動に潜在するリスクを識別した「企業リスク分類表」を整備し、リスクを網羅的・統括的に管理するとともに、各組織の業務に付随するリスク管理は当該組織が行う。
- (3) 取締役会は、リスクが顕在化し、当社に重大な影響を及ぼすと予想される場合には、損失の拡大を防止する体制を整える。

4. 取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会で決定した中期経営計画及び年度計画に基づいて、目標達成のために活動し、その達成状況について毎月管理を実施する。
- (2) 「総合組織規程」にて定める業務分掌表・職務権限一覧表に基づき、職務執行を実施するとともに、必要に応じて運用状況の検証及び規程の見直しを実施する。
- (3) 取締役会は毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の意思決定の迅速化を図る。
- (4) 取締役会以外に実務的な経営課題の協議の場として、中期経営計画推進会議及び予算実績委員会を毎月開催し、適切な情報交換及び職務執行の効率化に努める。

5. 当社並びに当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社管理規程」を制定し、子会社に対する管理方針、管理組織及び報告体制について定め、当社グループの円滑な業務運営のための適正な運用を図る。
- (2) コンプライアンス体制及びリスク管理体制については、当社が定める「コンプライアンス憲章」並びに「危機管理規程」に則り、グループ一体による整備を行うとともに、子会社における損失発生危険性についての報告体制を構築する。
- (3) 子会社の監査は、当社内部監査室が「内部監査規程」に基づき業務全般の監査を実施するとともに、内部統制が有効に運用されているかのモニタリングを行う。
- (4) グループ中期経営計画及び年度計画を策定し、中期経営計画推進会議等により達成状況を毎月管理するとともにグループ内の情報共有に努める。また、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備し、当社グループにおける業務執行が効率的に行われる体制を確保する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた場合はその命令に関し、取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。また、通報・報告をした監査等委員以外の取締役及び使用人に対しては、当該通報・報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを取締役及び使用人に周知徹底する。
- (2) 監査等委員である取締役が取締役会及び社内重要会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録及び重要書類については、監査等委員である取締役に回覧するものとする。また、監査等委員会が必要と判断したときは、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役(監査等委員である取締役を除く)は、法令・定款、並びに当社の「監査等委員会規程」に定める監査等委員である取締役の職務と権限をよく理解し、同時に監査等委員会による監査の重要性を十分に認識したうえで監査等委員会による監査が有効に行われるための環境整備を

行う。

- (2) 代表取締役社長、監査等委員でない各取締役、監査法人並びに内部監査室ほかとは、監査等委員会が必要に応じて意見交換及び情報交換等の緊密な連携を図れる体制を整備する。
- (3) 監査等委員会は必要に応じ、内部監査室、管理部ほか、社内各部署に対し、監査に必要な資料の閲覧・提出、質問への回答等、監査への協力を求めることができるものとし、同時に、協力を求められた部署は必ずこれに応じることとする。
- (4) 内部監査室は、各事業年度の監査方針・監査計画について監査等委員会と協議をするとともに、内部監査結果を監査等委員会に報告し、監査の参考に資するものとする。
- (5) 監査等委員会が、その職務を執行する上で必要な費用を請求したときは、これを速やかに支払うものとする。

内部統制システムの整備状況

「内部統制システムの基本方針」に基づき、管理部を総括部署として、社内規程等の体系的整備、社内への周知徹底、内部監査の強化等に取り組む、内部統制システムの整備と改善に努めております。

コンプライアンス体制につきましては、「コンプライアンス・プログラム」に基づき、社内啓発とコンプライアンス思考の浸透等に取り組んでおります。また、内部通報制度については、内部監査室を相談窓口とし、必要に応じて常勤の監査等委員と連携しながら対応する体制を構築しております。

情報管理体制につきましては、「文書管理規程」に基づいた情報の保存及び管理を徹底するとともに、重要情報については情報取扱責任者及び情報開示担当部署の経営企画室に集約させることを徹底しております。

リスク管理体制につきましては、「リスクマネジメント・プログラム」に基づき、リスクマネジメントの理解浸透と網羅的・統括的なリスク管理に取り組んでおります。また、弁護士等の社外専門家より具体的な提言を受けながら、リスク管理体制の強化に努めております。

内部監査の整備につきましては、社長直轄の内部監査室を設けており、内部監査規程及び毎期策定する内部監査計画に基づき、各部門の業務に対して必要な内部監査を実施し、監査結果を社長に報告しております。被監査部門に対しては、監査結果を踏まえて改善指示を行い、その改善状況について監査後に遅滞なくヒアリングを行うとともに、書面による報告を行わせることにより、内部監査の実効性を確保しております。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備につきましては、関係会社管理規程を作成し、子会社の経営意思を尊重しつつ、重要事項については、当社取締役会において報告または承認を行うこと等により、子会社に対する統制を行っております。また、内部監査室は必要に応じて子会社に対する監査を実施し、その結果について社長に報告することにより、子会社の業務の適正を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会勢力排除に向けた革新的に考え方

(反社会的勢力に対する基本方針)

当社は、反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追及する集団又は個人)による被害を防止するために、下記の通り「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、この方針に従った対応を徹底します。

1. 反社会的勢力に対する不当要求が発生した場合には、組織として対応し、毅然とした姿勢で対応します。
2. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素より警察・弁護士等の外部専門機関との連携強化を図ります。
3. 反社会的勢力排除に向けた社会的責任及び企業防衛の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係を遮断した業務運営を行います。
4. 反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で拒絶します。
5. 反社会的勢力に対しては、いかなる場合であれ、資金提供及び異例な便宜供与は行いません。

口反社会的勢力排除に向けた整備状況

「反社会的勢力に対する基本方針」に基づいて、管理部を対応統括部署として、対応しております。

また、警察・弁護士等の外部専門機関との連携を密にし、有事において適切な相談・支援が受けれる体制を整備するとともに、愛知県企業防衛対策協議会に加入し、定期的に行われる情報交換会並びに研修会に参加し、関連情報の収集及び社内への周知・徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は以下の通りであります。

1. 適時開示に関する基本姿勢

当社は、投資家の投資判断に重要な影響を与える会社情報について、社内規程である「情報開示管理規程」などに基づき、公平かつ適正な情報開示を適時・適切に行うことを基本姿勢としております。

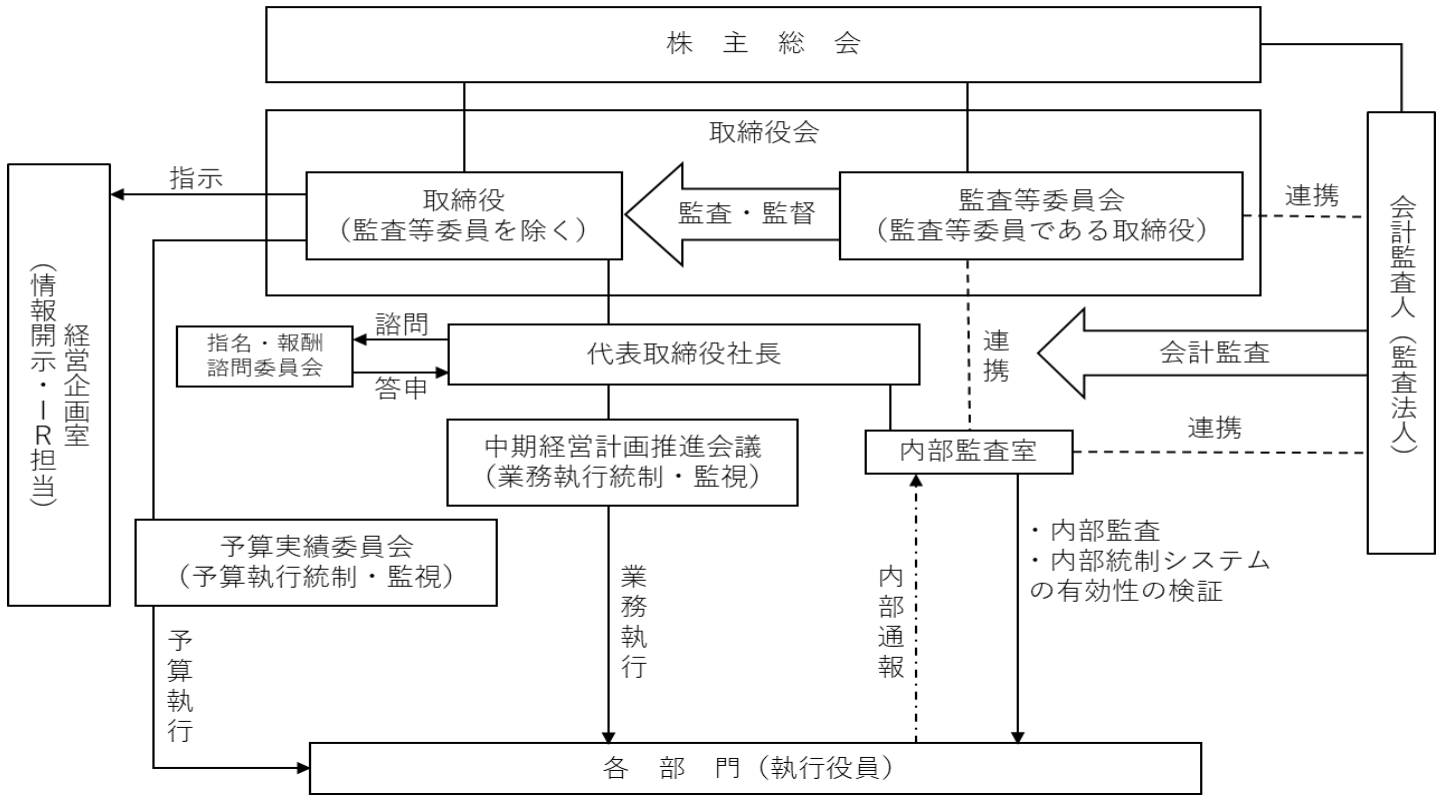
2. 適時開示体制の状況

- ・重要の会社情報は、情報取扱責任者及び情報開示担当部署の経営企画室に集約する体制をとっております。
- ・適時開示規則に基づく開示情報及び情報開示の可否を判断する情報については、取締役会で協議して決定しております。ただし、緊急を要するものについては、情報取扱責任者が代表取締役社長と協議して決定しております。この場合、開示後の最初に開催される取締役会に報告することとしております。
- ・情報開示担当部署である経営企画室により、TDnetへの登録及び必要に応じて報道機関へ同一情報の提供を行っております。また、当社のホームページにも同一情報を掲載しております。

3. 適時開示体制の監査

- ・内部監査室は、適切な適時開示及び情報管理が実施されているか監査を行い、監査結果を代表取締役社長に報告することとしております。

<コーポレート・ガバナンス体制についての模式図>



<適時開示体制の概要 (模式図)>

